小松市民病院患者等給食業務 プロポーザル実施要領

1. 業務概要

- (1) 業務名 小松市民病院患者等給食業務
- (2) 業務目的

本業務は、患者に対する治療行為の一環であり、入院患者のサービス面、安全面、衛生面、危機管理面において重要な役割を果たしていることを十分考慮した上で、本院の 患者等給食業務を実施することを目的とする。

(3) 業務内容

別添1「小松市民病院患者等給食業務仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり

- (4) 契約期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで(3ヵ年)但し、業者決定から令和7年3月31日までは業務引継期間とする。
- (5) 業務委託料及び委託上限額
 - ア 業務委託料の見積りは、運営費(加工費)については月額、材料費は朝食・昼食・夕食毎に1食あたりの単価(消費税相当額を除く)で算出すること。
 - イ 業務委託料は、運営費(加工費)については、月額 8,800,000 円(消費税相当額 を除く)、材料費は朝食・昼食・夕食を含めて1日あたり1,000円(消費税相当額 を除く)の範囲内とする。
- 2. 実施形式 公募型プロポーザルにより行います。

3. 受託候補者特定までの流れ

本プロポーザル(以下特記しない限り「本件」という。)は、当該業務の履行の手段や実施体制等を総合して最も優れた能力のある候補者を特定するための手続きであり、当該業務の受託希望者を公募により募集し、参加資格、企画及び実施体制等について、本件実施のため予め定めた審査項目、評価基準、選定方法に基づき審査し、受託候補者を1者特定します。なお、本件の実施に関する事務は、下記5.(1)の担当部署が行います。

4. 参加資格

申込時において、以下に掲げる要件をすべて満たしていること。

なお、申込みにおいて提出された書類の記載事項に虚偽があった場合は、直ちに参加資格 を失うものとします。

- (1) 過去5年間に、本院と同程度の診療科目を有し、一般病床数が 250 床から 400 床程度 の病院において、患者給食業務の受託実績があるもの。
- (2) 総括責任者には、管理栄養士の資格を有し、本業務に精通し十分な知識と経験を有する者として、一般病床数 250 床から 400 床程度の病院において、本業務と類似業務等の経験を有する者を配置すること。
- (3) 副総括責任者には、栄養士の資格を有し、本業務に精通し十分な知識と経験を有する者として、一般病床数 250 床から 400 床程度の病院において、本業務と類似業務等の

経験を有する者を配置すること。

- (4) 調理責任者には、調理師の資格を有し、本業務に精通し十分な知識と経験を有する者として、一般病床数 250 床から 400 床程度の病院において、本業務と類似業務等の経験を有する者を配置すること。
- (5) 相互に資本関係又は人的関係にある者が本プロポーザルに参加していないこと。
- (6) 法人税、市税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 次のいずれかの申立て又は決定を受けていないこと。
 - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は決定
 - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は決定
 - ウ 破産法に基づく破産手続開始の申立て
- (8) 本件参加資格審査の実施日において、小松市の競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (9) 小松市暴力団排除条例(平成 24 年小松市条例第 11 号)第2条第1号に規定する暴力 団及び同条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、並びに法人でそ の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、法人に 対しその者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団 員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じ てその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。
- (10) 前号に規定する者と密接な関係を有する者でないこと。
- (11) 前2号に掲げるもののほか公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体又は当該団体に属する者でないこと。
- (12) 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員であり、委託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者、または同等の代行保証体制をとれることが確認できる者であること。
- (3) 病院給食業務にかかる医療関連サービスマーク認定業者であるか、または医療法第 15 条の2の業務委託基準に適合する者であることを証明できる者であること。

5. 募集方法

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒923-8560 小松市向本折町ホ 60 番地

国民健康保険小松市民病院 管理局総務課 松本

電話 0761-22-7111 ファックス 0761-21-7155

電子メールアドレス cbsomu@city.komatsu.lg.jp

(2) 参加表明・実施要領の配布及びダウンロード

本業務に参加する意思のある者(以下「事業者」という。)は、下記のとおり必要書類を提出してください。

- ア 受付期間 令和6年9月20日(金)から令和6年10月10日(木)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)
- イ 実施要領等の配布場所及び参加表明の受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、当院ホームページ内「お知らせ」 (https://hosp.komatsu.ishikawa.jp/)からもダウンロードできます。

ウ 必要書類

- ① 参加表明書(様式第1号) 1部
- ② 法人等の概要が分かる資料(パンフレット等) 1部
- ③ 類似業務の実績(様式第2号) 1部
- ④ 総括責任者予定者の経歴書(様式第3号-1) 1部
- ⑤ 副総括責任者予定者の経歴書(様式第3号-2)1部
- ⑥ 調理責任者予定者の経歴書(様式第3号-3) 1部
- ⑦ 法人税・市税・消費税又は地方消費税に滞納がないことを証する書類 1部
 - ※ 小松市における競争入札参加資格を有する場合又は小松市内に所在(本店、支 店等)がなく納税義務を有していない場合は、⑦のうち市税に関する書類の提出 は省略することができます。
- ⑧ 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員であり、委託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者、または同等の代行保証体制をとれることが確認できる者であることを証する書類 1部
- ⑨ 病院給食業務にかかる医療関連サービスマーク認定業者であるか、または医療法第 15 条の2の業務委託基準に適合する者であることを証明できる者であることを証する書類 1部
- 工 提 出 先 上記(1)の担当部署と同じ。
- オ 提出方法 持参、又は郵送(受付期間内必着)
- (3) 参加資格有無の確認及び通知

実施要領に基づき事業者の参加資格を確認し、参加表明のあった全ての事業者に対して、令和6年10月11日(金)までに参加資格確認結果通知書により通知するとともに、電子メールにて連絡します。

なお、参加資格要件を満たさないと判断された事業者は、その理由について令和6年 10月16日(水)までに書面(任意様式)を持参、郵送、ファックス又は電子メールに より提出し、説明を求めることができます。

また、募集を行った結果、参加表明を行った者が 1 者であった場合は、本件手続きを中止することがあります。

6. 現地見学会の実施について

- (1) 開催日時 令和6年9月27日(金)午後6時30分から
- (2) 集合場所 小松市民病院 2 階会議室
- (3) 申込受付 令和6年9月25日(水)までに上記5.(1)の担当部署に申し込むこと。
- (4) 申込方法 申込書の持参、郵便、電子メール、ファックスによる提出とする。
- (5) その他 参加は各業者2名までとする。

院内の出入りは当院救急医療センターからとする。

(午後6時以降正面入口は閉鎖するため)

消毒済みの白衣、帽子、履物、マスク、細菌検査結果を準備すること。 感染予防のため、厨房では無言とする。 質問は当日受け付けず、項番7のとおりとする。

7. 質問及び回答

- (1) 参加資格に関する質問
 - ア 受付期間 令和6年9月20日(金)から令和6年9月30日(火)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)
 - イ 質問方法 質疑のある事業者は、参加資格に関する質問書(様式第4号)を作成 し、上記5.(1)の担当部署に提出してください。(電子メール又はファ ックス可、ただし着信確認の電話を行ってください。)
 - ウ 回答日時 令和6年10月2日(水)
 - エ 回答方法 上記5.(2)イ記載の当院ホームページに掲載し、個別回答はしません。
- (2) 企画提案に関する質問
 - ア 受付期間 令和6年9月20日(金)から令和6年10月4日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)
 - イ 質問方法 質疑のある事業者は、企画提案に関する質問書(様式第5号)を作成 し、上記5.(1)の担当部署に提出してください。(電子メール又はファ ックス可、ただし着信確認の電話を行ってください。)
 - ウ 回答日時 令和6年10月8日(火)
 - エ 回答方法 上記5.(2)イに記載の市ホームページに掲載し、個別回答はしません。

8. 企画提案書等の作成及び提出

上記5.(3)による参加資格有無の確認の結果、参加資格要件を満たすとされた事業者は、 下記のとおり必要書類を提出してください。

- (1) 受付期間 令和6年10月11日(金)から令和6年10月24日(木)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)
- (2) 必要書類

下記ア〜サの書類一式を、正本1部、副本6部(複写可)及び電子媒体(CD-R ※データはPDFとする)で提出すること。

- ア 企画提案書(表紙)(様式第6号)
- イ 会社概要(任意様式)
- ウ 類似業務の実績(様式第2号)
- エ 総括責任者予定者の経歴書(様式第3号-1)
- オ 副総括責任者予定者の経歴書(様式第3号-2)
- カ 調理責任者予定者の経歴書(様式第3号-3)
- キ 提案書(様式第7号)
- ク 見積書(任意様式)
- ケ 見積内訳書(任意様式)

- コ 人件費明細(任意様式)
- サ 提案書補足資料(任意様式)
- (3) 提出先 上記5.(1)の担当部署と同じ。
- (4) 提出方法 持参、又は郵送(受付期間内必着)
- (5) 企画提案書作成上の留意事項
 - ア 要点を押さえてわかりやすく的確に記載してください。
 - イ 企画提案書等(2)必要書類ア〜サ)は、日本産業規格によるA4縦型(A3の場合は折り込むこと)、両面文字サイズ 12 ポイント以上、両面印刷、長辺綴じで作成し、総ページ数は 50 ページ以内としてください。

但し、類似業務の実績(様式第2号)の「※2記載した実績を確認できる書類(契約書等の写し等)」は総ページ数には含めません。

- ウ 真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しな いでください。
- (6) 企画提案書等の取扱い
 - ア 提出された企画提案書その他提案の必要書類及び制作物等(以下「企画提案書等」という。)は、本件手続きにおける契約の相手方の候補者の特定以外の目的では使用しません。ただし、情報開示請求があった場合は、下記 10.情報の公表及び公開に記載のとおり、小松市情報公開条例(令和5年小松市条例第3号)に基づき取り扱うこととします。
 - イ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属します。
 - ウ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第 三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うもの とします。

9. 審査方法

小松市民病院患者等給食業務プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置し、 企画提案書類等の審査及びプレゼンテーション審査を行います。

(1) 審査方法

審査委員(以下「委員」という。)は、事業者から提出された企画提案書等の審査及 び事業者からのプレゼンテーションを受けて、企画提案内容を総合的に評価します。

(2) プレゼンテーション審査

参加資格を満たす事業者全員の企画提案内容について、参加者による企画提案書に基づく概要説明のプレゼンテーション及び質疑応答を実施します。

- ア 開催日時 令和6年11月11日(月)午後2時から(予定)
- イ 開催場所 小松市民病院本館2階会議室(予定)
 - ※開催についての詳細(実施時間、資料、使用機材及び開始時間等)は、別途対象となる事業者に通知します。なお、プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順とします。
- ウ 審査項目及び評価基準

審査会において、次の審査項目により評価を行います。なお、本評価の合計点は、100点とします。

審査項目		評価基準	確認様式	評価点
業務実績	事業所の 規模、 専門性	本事業を実施できる体制はあるか	会社概要(任意様式)	5
実施 体制	業務実績	同種・類似業務の実績は十分か	第2号	5
	事業推進 体制	総括責任者、副総括責任者及び調理責任 者の適正な人員が確保されているか	第3号	5
提案	人員配置	指揮命令系統、必要な人員配置は具体的 かつ適切なものとなっているか	第5号	10
	従業員の 確保・育成	継続的な業務運営に必要な有資格者の人 材確保の取組、技術向上など人材育成の ための研修・教育体制、欠員発生時の代 替人員の確保の方法は、具体的かつ実現 可能なものとなっているか	第5号	10
	材料調達	安価で良質な材料の調達方法、品質確保 の体制、地元食材業者からの食材調達の 提案、調達業者・調達品の選定方法は、 具体的かつ適切なものとなっているか	第5号	10
	患者満足 度の向上	患者満足度向上のための方策、食欲をそ そる献立及び盛付等の工夫への取組、緩 和ケア等の個別対応食への取組につい て、具体的かつ実現可能なものとなって いるか	第5号	5
	安全衛生管理体制	従業員の衛生管理、厨房設備・調理器具・食品の衛生管理体制、異物混入の防止、アレルギー食への対応、誤配膳の防止は、具体的かつ適切なものとなっているか	第5号	5
	危機管理 体制	不測の事態(災害、食中毒)発生時の連絡体制及び対応策は、具体的かつ適切な ものとなっているか	第5号	5
	受託開始 時の引継 計画	確実に業務を引き継ぐための計画と人員 体制は、具体的かつ実現可能なものとな っているか	第5号	5

			100
	か、質疑への応答は適切であるか		
テーション	わかりやすく、説得力のある提案である	テーション	5
プレゼン	られるか	プレゼン	5
	業務に取り組む意欲が高く、熱意が感じ		
妥当性	おり、価格が妥当なものであるか	おりつ	20
見積書の	企画提案書と見積内容の整合性が取れて	第5号	20
日泛禾	容か		
自提案	があり、本業務の効果を高めるような内	第5号	10
課題・独	祝膳食・便通に配慮した食、他独自提案		

工 採点基準

企画提案内容に関する審査では、各審査項目において、次に示す5段階により、評価、採点を行います。

評価段階	評 価	採点
A	極めて評価が高い、非常に有効である	評価点×1.00
В	評価が高い、有効である	評価点×0.75
С	普通	評価点×0.50
D	やや評価が低い、あまり有効ではない	評価点×0.25
E	評価が低い、有効ではない	評価点×0.00

(3) 選定方法

- ア 各委員は、評価の高い者から事業者の順位を定めるものとします。
- イ 上記アにより、複数の事業者において評価得点が同点の時は、各委員は総合的な評価により、当該事業者の順位を定めるものとします。
- ウ プレゼンテーション審査は、審査終了後、各委員が定めた順位を参考に審査会で審議した後、上記ア及びイにより、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を、 当該委託の受託候補者として特定します。

なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とします。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とします。

- エ 複数の事業者から応募があった場合は、第2位以下の順位も定めるものとします。
- オ 受託候補者特定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の 順位を繰り上げて、順位を定めるものとします。

(4) 最低基準

受託候補者の特定に当たっては、評価に最低基準を設け、事業者の評価が、最低基準

に満たないときは、当該事業者を候補者として特定しません。

9. 審査結果の通知・公表

受託候補者特定後、審査の対象となった全ての事業者に対して、令和6年 11 月 15 日 (金)までに審査結果通知書により通知するとともに、電子メールにて連絡します。

なお、非選定となった事業者は、その理由について令和6年11月18日(月)午後5時までに書面(任意様式)を持参、郵送、ファクス又は電子メールにより提出し、説明を求めることができます。

また、参加表明のあった事業者名、審査結果(特定された候補者名、審査項目、配点及び各提案者の評点、審査会議事録)について、上記5.(2)イ記載の当院ホームページにおいて公表します。

10. 契約の締結

契約の締結にあたっては、提案により仕様の変更等を行う場合があるので、委託契約書、 仕様書等について、受託予定者と別途協議をします。

なお、契約書の締結は、令和7年4月1日を予定しており、業務引継ぎに必要な経費の 負担は、受託予定者負担とする。

決定業者は「小松市民病院患者等給食業務に係るプロポーザル審査結果について(通知)」をもって、業務委託開始前の準備・引継ぎを確実に実施すること。

11. 情報の公表及び公開

(1) 基本方針

小松市情報公開条例(令和5年小松市条例第3号)に基づき、市政情報は原則公開としていることから、本件についても、当該条例の規定を基準として情報の公表及び公開を行います。ただし、同条例6条第1項第2号及び第3号において、個人情報、及び法人その他の団体に関する情報を公にすることで法人等の事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開として取り扱います。

(2) 公表の内容、方法など

本件の募集に関する情報及び審査結果等は、上記5.(2)イ記載の当院ホームページに おいて、適時公表します。なお、公表期間は選定結果等公表の日から1年間とします。

12. 実施日程

日時	内容
令和6年	募集公告、実施要領の公表・配布
9月20日(金)	参加資格に関する質問受付開始
	企画提案に関する質問受付開始
9月27日(金)	現地説明会
9月30日(月)	参加資格に関する質問受付期限(午後5時)

10月2日(水)	参加資格に関する質問への回答
10月4日(金)	企画提案に関する質問受付期限(午後5時)
10月8日(火)	企画提案に関する質問への回答
10月10日(木)	参加表明書提出期限(午後5時)
10月11日(金)	参加資格確認結果の通知
10月16日(水)	参加資格結果に対する質問受付期限(午後5時)
10月18日(金)	参加資格確認結果に対する質問への回答
10月24日(木)	企画提案書提出期限(午後5時)
11月11日(月)	プロポーザル審査会(プレゼンテーション審査)
11月15日(金)	審査に関する選定結果の通知
11月18日(月)	審査に対する質問受付期限(午後5時)
11月20日(水)	審査に対する質問への回答

13. その他の留意事項

(1) 提出書類等の取扱い

- ア 提案は、1事業者につき1件とします。
- イ 本プロポーザルに関して提出された書類等(以下「提出書類等」という。)は、原 則として追加・変更を認めません。ただし、市が認めた場合はこの限りではなく、市 は提出書類等の追加提出・変更を求めることができるものとします。
- ウ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しません。
- エ 提出書類等は、受託候補者特定の作業に必要な範囲で複製をすることがあります。
- オ 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時 及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とします。
- (2) 必要経費の負担

本件の参加に際して要した費用は、事業者の負担とします。

(3) 参加の辞退

本件の申込後に参加を辞退する場合は、速やかに上記5.(1)の担当部署に電話連絡の上、参加辞退届(様式第8号)を作成し、当該担当部署に提出してください。

(4) 失格事項

以下に掲げるいずれかに該当することが判明した時点で、本件の参加を無効とします。

- ア 上記4.の参加資格に記載した要件を満たしていない、又は受託候補者の特定まで に当該要件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類等が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではありません。
- ウ 提出書類等に著しい不備があった場合(必要事項が未記入のもの等)、又は提出書 類等の内容、事業者からの回答・報告等に虚偽の記載又は内容があった場合
- エ 書類の提出、回答・報告等、市の必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合
- オ 参考見積書が見積限度額を超える又は参考見積書と内訳書の金額が一致しない場合

- カ 談合その他の不正行為、審査の透明性・公平性を損なう行為があったと認められる場合
- キ 上記事項に掲げるもののほか、適正な事務手続等ができないものと認められる場合 (5) 契約に関する事項
 - ア 本プロポーザルは、当該業務の履行の手段や実施体制等を総合して最も優れた能力 のある候補者を特定するものであり、提案された企画自体の採用及び契約の締結を担 保するものではありません。
 - イ 受託候補者を特定後、双方協議の上、業務の詳細についての仕様書及び契約金額を 定めるものとします。
 - ウ 当該事業を実施する上で、市が提案する仕様の変更を余儀なくされる場合は、双方 の協議により定めることができるものとします。
 - エ 受託候補者の特定以後に上記4.の参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがあります。

以上